

ご回覧ください

令和6年6月1日

各地区代表者様

日本赤十字社広島県支部三次市地区
地区長 福岡誠志

三次市社会福祉協議会
会長 亀井源吉

川地地区社会福祉協議会
会長 玉井隆行

令和6年度日本赤十字社会員と会費募集について(お願い)

日本赤十字社の活動に日頃からご協力をいただきありがとうございます。日本赤十字社は、全国に病院、福祉施設、血液センター、看護師の養成学校などを展開して、日々国民の命と健康、福祉を守るべく取り組んでいます。そして災害が起きたら、いち早く医療救護チームを派遣し、避難所での巡回診療や心のケア活動を行い、被災地に救援物資を配付するなど人のいのちと、健康を守る活動を行っています。

日本赤十字社では毎年5月より、全国において「赤十字会員増強運動」を展開しております。三次市地区においても、この運動に呼応して別紙要領の通り会費を募集することと致しました。この運動によって市民皆様方からお寄せいただいた会費は、災害救護活動、国際救援活動、災害救護、献血事業、難民救護事業及び、ボランティア育成等の赤十字事業に役立たれ、地域の福祉・日赤事業にも充当させていただくものです。

つきましては、本年も市民皆様方のあたたかいご協力とより一層のお力添えを心からお願いいたしますのでございます。

各地区代表者の皆様には、この赤十字事業の主旨をご理解いただき、大変お手数をおかけしますが、会費募集のとりまとめと納入について何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

●日本赤十字社会員・会費とは

日本赤十字社は、赤十字の趣旨に賛同して加入された「協力会員」と「会員」によって組織されています。日本赤十字社の活動は、協力会員と会員の皆さまからいただく会費と、広く皆さまからお寄せいただく寄付金が活動資金となっており、赤十字運動を推進していくための大きな原動力となっています。

昨年度、皆様からお寄せいただいた三次市地区の会費は4,433,749円でした。
ご協力大変ありがとうございました。

令和6年度 日本赤十字社会費募集実施要領

日本赤十字社広島県支部三次市地区

1 会費募集額

区分	会費額	備考
協力会員	年額500円以上	各戸へお願いしております。
会員	年額2,000円以上	

※500円未満は寄付金として取扱いしております。

2 募集期間 令和6年6月～7月31日（期間を過ぎても受付いたします）

3 納入場所 ひろしま農業協同組合三次市内の各支店金融窓口
または、三次市社会福祉協議会本・支所窓口

4 納入方法 別紙桃色の「納付書(3枚複写)」に納入者(住所・地区(常会)名、氏名)、会費金額及び件数を記入し、加入者名簿は同封の加入者名簿用封筒に入れて、納付書と共にひろしま農協(三次管内)の支店金融窓口、または三次市社会福祉協議会本・支所窓口にお出し下さい。
振込手数料はかかりません。

5 免税処置(個人)

措置の名称	関係根拠法令	適用期間	措置の内容等
所得税 特 定 寄付金	所得税法 78条 第2項第3号	通 年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。

お問い合わせ先

日本赤十字社広島県支部三次市地区

〒728-0013 三次市十日市東3-14-1 三次市社会福祉協議会 総務課内

TEL (0824)63-8975 FAX (0824)62-6827

赤十字は、動いてる!
+ SAVE365



日本赤十字社 広島県支部
Japanese Red Cross Society



あなたの気持ちが いのちを救う

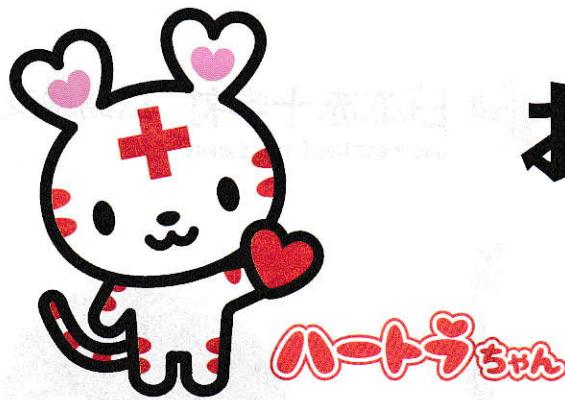
このたびの能登半島地震災害で被害に遭われた皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

広島県で豪雨災害が発生したときは、全国から温かい支援をいただきました。

私たちは、あのときの経験も活かし、今後も被災地の皆さんのが安心できる生活を取り戻せるようになるまで、被災者の方に寄り添い救護活動を続けてまいります。

赤十字活動資金に、ご協力をお願いいたします。

いのちと健康を守るための様々な活動を展開しています



おしえて! “日赤活”

皆さまからのご寄付は、「苦しんでいる人を救う人道支援活動」

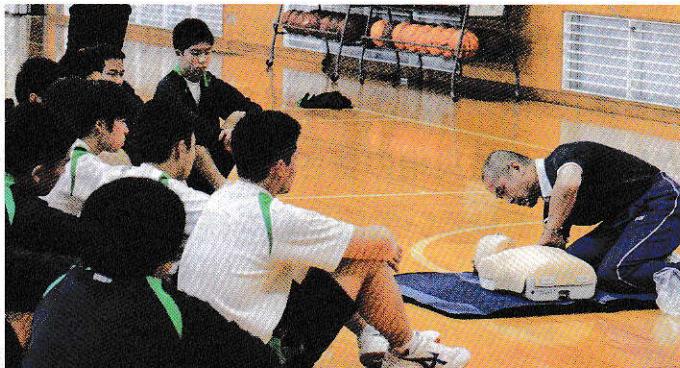


災害発生時の対応

地震や豪雨災害が発生し避難所が開設された場合、発災直後から復興期（中長期）にわたり、医療救護活動やこころのケアを行います。また、火災が発生した場合も、被災された方に毛布や日用品をお届けします。

災害への備え

災害時の救助方法や避難の際の課題を具体的にイメージしながら命を守る方法を地域に密着した形で学ぶ防災セミナーを実施します。



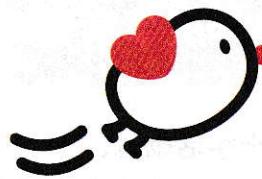
赤十字の平時

とっさの手当や日常生活での事故防止などが学べる
救急法講習等の普及に取り組んでいます。

地域防災・

活動資金の使い道”

「災害救護活動」をはじめ、
に大切に使わせていただいています。



地域での活動

大切なのちと健康を守るために
知識・技術をお伝えします。

日常生活における事故防止や手当の基
本、AEDの使い方、水の事故防止の技術、
子どもの事故予防とかかりやすい症状の
手当の方法、高齢期の健康増進や高齢者
の支援方法など

詳しくは右下のQRコードをご覧ください。

未来のために

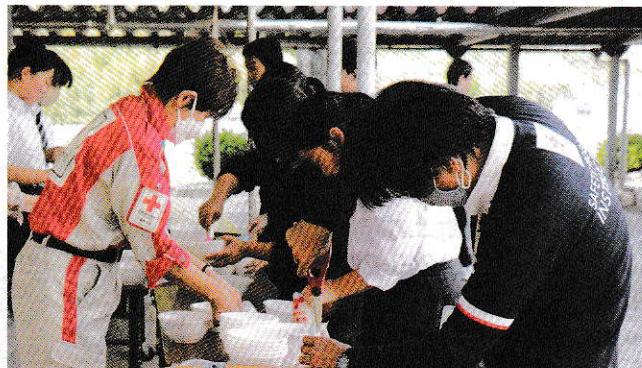
子どもたちがいのちと健康を大切に、
人として社会や人のために何ができる
かを考えて実行し、また世界の人びと
交流し、助けあうこころを育めるよう青
少年赤十字の活動を支えます。



の活動

住民が集まって、その地域の
減災についてみんなで考える

防災セミナーを
開催しています。



講習会について、
詳しくはコチラ



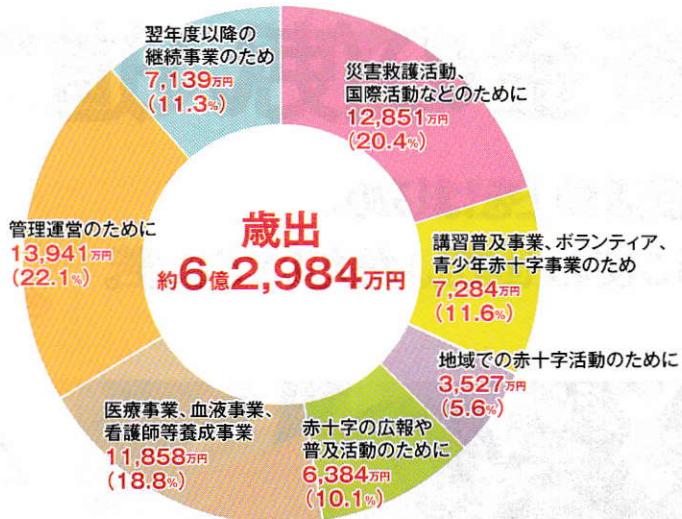
皆さまのご支援により赤十字の活動は支えられています

令和4年度事業費総額

これらの赤十字活動は、
国や県などからの公的資金によらず、
皆さまからお寄せいただく
活動資金によって支えられています。

歳入 約6億2,984万円

(内訳) 活動資金等 53,461万円
その他収入 9,523万円



赤十字へのご寄付の方法



口座振替・クレジットカードで

預金口座からの振替により定期的に納入していただけます。
また、日本赤十字社のホームページからクレジットカード決済が
ご利用いただけます。



口座振替



クレジットカード決済



遺贈・相続財産

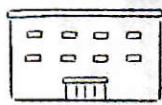
遺贈や相続財産による寄付を受け付けています。
これらの寄付金は相続税などの優遇措置が受けられます。



税制上の優遇措置

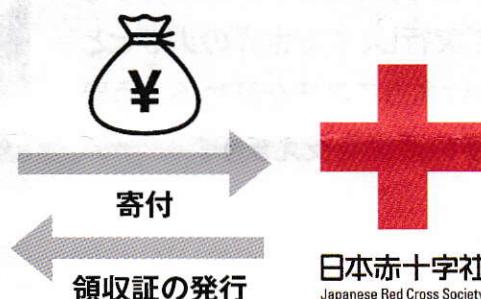
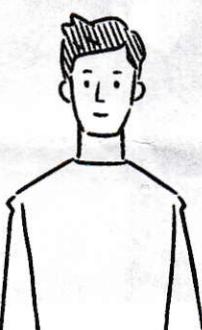
日本赤十字社へのご寄付は、確定申告をすることで、個人の所得税や企業の法人税の優遇措置を受けることができます。

優遇措置 (寄付控除)



税務署

確定申告



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

所得控除の計算式

年間所得総額 - (寄付金額** - 2,000円) = 所得税課税対象額

※寄付金額は年間所得総額の40%が上限となります。

 **日本赤十字社 広島県支部**
Japanese Red Cross Society

〒730-0052 広島市中区千田町二丁目5-64
TEL 082-545-5011 FAX 082-240-2741
Email kaiin34@hiroshima.jrc.or.jp
<https://www.jrc.or.jp/chapter/hiroshima>

